

中間見直しに係る「さいたま市総合振興計画基本計画（改定素案）」に対する意見募集結果

意見 番号	ご意見の概要	該当する頁等				件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
		部	章	節	頁			
1	「平成25（2013）年12月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」（さいたま市総合振興計画・後期基本計画）（以下「後期基本計画」という。）では、・・・」について、プランの名称を複数に言い換えたり括弧書きを複数使うと読みにくくなるため、「〇〇プラン」（□□計画・後期基本計画、以下「後期基本計画」とする。）のようにまとめる方がよい。	1	1	2	4	1	ご指摘を踏まえて、素案を修正いたします。	ご指摘を踏まえて、以下のとおり修正いたします。 平成25（2013）年12月に議決された「2020さいたま希望のまちプラン」 ^上 （さいたま市総合振興計画・後期基本計画） ^下 （以下「後期基本計画」という。）
2	第2部第2章第4節「持続可能な開発目標（SDGs）を意識した施策の推進」で掲載している、基本計画における各分野とSDGsの関連を示した表について、表題を付けたほうがよい。また、表が2ページに分割されており見にくいいため、1ページに全ての列が収まるように、掲載方法を工夫したほうがよい。	2	2	4	58 59	1	ご指摘の図表については、本改定素案においては参考として掲載しております。 本計画の冊子化に当たっては、読みやすい計画となるよう留意します。	素案のとおりといたします。
3	重点戦略1「「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略」戦術1「ゼロカーボンシティの実現と豊かで多様な自然環境の未来への継承」の「目指す方向性」及び第3部第2章「環境」第1節「地域から取り組む「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現」の施策（1）「脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進」の記載内容に賛同するが、削除候補とされている「自立・分散型エネルギーシステム」については記載を継続していただきたい。 出力が不安定にならざるを得ない再生可能エネルギーを積極的に導入し、電力の地産地消を進めていくためには、デマンドレスポンス等の需要側の調整と出力の不安定さを吸収する、再生可能エネルギーとの親和性が高い分散型エネルギーシステム（コージェネレーションシステム）の導入が不可欠である。 加えて、日本の最終エネルギー消費量（家庭部門）のうち約65%が熱需要である実態に鑑みれば、「ゼロカーボンシティの実現」には電力のみならず、熱を含めたエネルギー全体の効率的な利用とカーボンニュートラル化が必要である。 また、市内のクリーンセンターで発生したバイオメタンガスと既存の都市ガスをを用いた自立・分散型エネルギーの活用は、エネルギーの地産地消・CO2排出削減・レジリエンス強化の3つの政策課題を同時に成立させる解決策でもある。 以上のことから、「ゼロカーボンシティの実現」というさいたま市としての政策課題を解決するためには、自立・分散型のエネルギーシステムを活用することが極めて重要であり、削除候補とされている「自立・分散型エネルギーシステム」については記載を継続していただきたい。	2 3	3 2	重点1 1	64 85	1	ご指摘の「自立・分散型エネルギーシステム」は、電力の地産地消を推進していく上で重要なものであり、令和7年2月に策定された国の「第7次エネルギー基本計画」において、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とされるなど、太陽光設備等を始め分散型エネルギーの普及に向けた取組が進められています。 現在の総合振興計画では「自立・分散型エネルギーシステムの構築」に向けて取り組んでまいりましたが、こうした現状を踏まえ、本改定素案では「構築」という表現を見直すとともに、これまでの取組も含めて新たに「脱炭素先行地域事業」として位置付けることとしております。 今後は、脱炭素先行地域事業の一環である「ごみ発電を活用したエネルギーマネジメント事業」など、更に一歩踏み込んだ「地域内での電力の地産地消」等の実現に向けて取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
4	第7章「子ども・子育て」第1節「子ども・子育てを支える都市の実現」の「現状と課題」の「発達障害の社会的認知の広がり・・・」の部分に、子どもの高次脳機能障害についての認知度の向上が課題、といったことを記載してほしい。	3	6 7	2 1	108 113	1	高次脳機能障害については、誰もがなり得るため、第7章「子ども・子育て」ではなく、第6章「福祉」第2節「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」の「現状と課題」において記述しており、障害者に関する課題認識として、障害に対する差別や偏見を無くしていくため、ご指摘の子どもの高次脳機能障害の認知度を向上させる必要性も含めた、あらゆる種別の障害に関し、「正しい理解を促進する」ことや、関連する条例の理念の普及啓発を推進することの必要性について記述しております。 また、施策（1）「誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていける地域共生社会の実現」では、乳幼児期から全てのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない、総合的な支援が受けられる環境づくりを進めることとしております。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、他方で、子どもの高次脳機能障害については、ご指摘の趣旨を踏まえながら、高次脳機能障害を抱える子どもが適切な支援等を受けられるよう、その認知度向上を図るとともに、一人ひとりの子どもに合わせた切れ目のない支援に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。

意見 番号	ご意見の概要	該当する頁等				件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
		部	章	節	頁			
5	第1部第2章「人口と財政の状況」第2節「目指すべき将来の方向と人口の将来展望」に「包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供・・・」とあるが、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となり、介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方などが、在宅医療と介護の連携だけでなく、医療と障害福祉の連携でも支援してもらえる体制を整備していく計画としてほしい。	1 3	2 6	2 2	19 109	1	ご指摘の部分は、将来推計人口のうち、老年人口の増加に関する課題を記述しており、ご指摘の医療と障害福祉の連携における支援についても、生涯にわたって住み慣れた地域で暮らすためには必要であることから、「包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供を行うこと『など』」に含めて記述しております。 また、第3部第6章「福祉」第2節「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」の施策（1）「誰もが権利の主体として、お互いの権利を尊重し、安心して暮らしていただける地域共生社会の実現」において、障害のある人が自らの利用するサービスを主体的に選択し、一人ひとりのニーズにあったサービスが受けられるよう、関係機関との連携を強化することとしており、当該項では、ご指摘の介護保険第2号被保険者の方などへの医療と障害福祉の連携による支援体制の整備も含めた、あらゆる障害のある人が希望するサービスを受けられる支援体制を整備していくことについて記述しております。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、他方で、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった方などは、障害福祉サービスの利用が適している場合もあるため、ご指摘の趣旨を踏まえながら、こうした方へ障害福祉サービスの利用をご案内していくために、関係機関への周知を引き続き行うほか、介護保険や障害福祉の様々な関係機関が連携する体制の整備に取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
6	第9章「都市インフラ」第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」の施策（3）「広域的な交通施策の推進」に、以下の項目を盛り込んで早期実現に取り組んでほしい。 ・与野大宮道路の四車線化の早期実現 ・新大宮上尾道路の与野ジャンクションから宮前10までの早期実現 ・道場三室線本太工区の四車線化の早期実現 大宮、さいたま新都心の発展のためには、大宮、さいたま新都心の西側を通る道路の慢性的な渋滞を防ぐために与野大宮道路の四車線化の早期実現をお願いしたい。 また、与野ジャンクションから宮前10間の首都高速延伸によって17号線の慢性渋滞の改善が図れるので、最低限宮前10まで早期に延伸実現してほしい。 道場三室線については、さいたま市の東西横断道路が乏しく慢性的に渋滞しているため早急に取り組んでほしい。	3	9	1	121	1	本計画では、本市が目指すべき都市空間の骨格である「将来都市構造」において、南北方向と東西方向からなる都市軸を位置付け、幹線道路や鉄道による広域的なネットワークの形成を目指しております。 ご指摘の部分は、その実現に向けた施策として、幹線的な道路の整備を進めることで、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークの形成を目指すことを位置付けたもので、この施策の中で、ご指摘いただいたような個別の道路整備も含めて取り組んでいくこととしています。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、ご指摘の道路整備の早期実現について、引き続き取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
7	第9章「都市インフラ」第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」の「現状と課題」に、道路整備について記載されている項目があるが、その記載内容に道路整備の進捗が遅れている旨の記載が無く、その原因と対策についても記載してほしい。 さいたま市の道路整備は当初計画から大幅に遅れているものが多く、また、計画段階から用地取得が進まず一向に進展が無い状態で止まっている計画もある。例えば「効果の高いものから優先的に整備を迅速に進め、土地収用法を活用した用地取得にも取り組むことで迅速な計画の実行を行う」という趣旨の文言を入れてほしい。	3	9	1 2	119 125	1	ご指摘の部分は、本市では都市計画道路を始めとする幹線道路の整備が遅れているとの課題認識を踏まえております。 また、第9章「都市インフラ」第2節「質の高い生活空間を提供する都市インフラ」の施策（3）「公共交通・生活道路・自転車利用環境の充実」の中でも、今後の社会経済状況の変化に柔軟に対応しながら、都市計画道路の見直しを行うことで、効率的かつ効果的に道路整備を推進することを位置付けております。 ご指摘の用地取得については、土地収用に移行した場合の地権者への影響、道路供用開始時期への影響などを総合的に鑑み、真に必要と判断された場合には土地収用に移行していくものと考えておりますが、任意交渉による土地取得が大前提であるため、土地収用法の活用を予定していると受け取られる可能性を含む記述は困難と考えております。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、ご指摘については、これらの取組を推進する際の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

意見 番号	ご意見の概要	該当する頁等				件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
		部	章	節	頁			
8	中央区は、特に都市インフラについて新大宮バイパスの東西で格差が大きいと思う。 過去の運輸政策審議会答申では、新大宮バイパス沿いに都営三田線を延伸する計画があったが、それが無くなり、軌道系の定時性が確保された交通機関を整備する計画が無くなってしまった。路線バスについても、運転手不足等で一時期便数が制限されてしまうことがあった。将来も安定的に住民の足が確保できるような策を検討していただきたい。 軌道系は、将来の人口推移も考慮し、地下鉄のような大きなものではなく、例えば宇都宮市の事例のようなＬＲＴレベルのものでも十分かと思う。 首都高速も、早期に圏央道まで接続し、利便性を確保していただきたい。 具体的な修正箇所ではないが、意見としてお伝えしたい。	3	9	1 2	120 125	1	ご指摘の「将来も安定的に住民の足が確保できるような策」については重要な視点であると考えており、本計画の第3部第9章第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」で、運転手不足の顕在化なども踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークを再構築するため、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進することとしているほか、同第2節「質の高い生活空間を提供する都市インフラ」で、市民の日常生活における移動手段の確保に向け、地域特性に配慮した持続可能な公共交通ネットワークの実現を図ることとしています。 また、ご指摘の新大宮上尾道路の圏央道までの延伸については、第9章「都市インフラ」第1節「人を呼び込み交流を促す都市インフラ」において広域的な交通施策として推進しております。 したがって、右記のとおり、素案のとおりとさせていただきますが、個別具体的な取組へのご指摘については、今後の行政運営に生かせるよう努めてまいります。	素案のとおりといたします。
9	第11章「経済・産業」の第2節のタイトルに「ＭＩＣＥ」の表記があるが、頭文字を組み合わせた造語では分かりにくいので、「様々なビジネスイベント」に修正した方が良い。	3	11	2	135	1	ＭＩＣＥは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）を基にした造語であり、それぞれの特性に応じた取組を展開していく必要があることから、本計画では「ビジネス」の側面のみを焦点化された整理とはせず、第3部第11章第2節「観光の振興とＭＩＣＥの推進」の取組として進めることとしております。 なお、分かりにくいのご指摘については、本計画の冊子化に当たり、分かりにくい語には用語解説を設けるなど、読みやすい計画となるよう留意します。	素案のとおりといたします。
10	概要資料にある基本計画と実施計画の図について、ピラミッドで表現されていることに違和感がある。二重円等の別の表現の方が良い。	-	-	-	-	1	ご指摘の「基本計画と実施計画の図」については、パブリック・コメントの対象となる本改定素案には含まれておりません。 その上で申し上げます、総合振興計画の構造としては、まず、将来都市像を目指すべき姿として最高次に据えた上で、それを実現するために必要となる市政運営上の基本的かつ大局的な政策や考え方を取りまとめた「基本計画」があり、この下に、より具体的な実施行為として導出された相当数の個別事業を取りまとめた「実施計画」を策定しております。 これを踏まえれば、総合振興計画の全体像を端的に表現する図としては、将来都市像の考え方を含む「基本計画」を上位に据え、その下に、「基本計画」を受けた「実施計画」を置くピラミッド型の階層構造が合理的であると考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	6名
意見項目数	10件
修正項目数	1件